

ID: 101

担当部署: 町民生活課

処分の概要	一般廃棄物の処理手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第6条		
例 規 番 号	昭和60年条例第15号		
【基準】 第6条の規定による。 (一般廃棄物の処理手数料) 第6条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に要する手数料は別表に掲げる額とする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月5日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日